

令和7年度ブルーツーリズム推進支援事業（インバウンド
向けデジタルプロモーション活動、旅行商品造成）
委託業務募集要項

令和7年10月

大洗町 商工観光課

令和 7 年度ブルーツーリズム推進支援事業
(インバウンド向けデジタルプロモーション活動、旅行商品造成)
委託業務募集要項

1. 業務名称

令和 7 年度ブルーツーリズム推進支援事業（インバウンド向けデジタルプロモーション活動、旅行商品造成）委託業務

2. 業務の概要と目的

福島第一原発からの ALPS 処理水の海洋放出について、特に国外からの反応は大きなものがあり、太平洋沿岸の自治体において、風評被害の発生が大きく危惧されているところである。

そこで、大洗町が持つ海に関する魅力あるコンテンツを組み合わせたインバウンド向けの施策として、「特に茨城県への訪日数の拡大が見込まれる台湾をメインターゲットとした、旅マエを中心とするデジタルプロモーション活動」、「幅広い国籍の訪日観光客富裕層を対象とする旅行商品の開発」を行うことで、国外から大洗町への旅行意欲を喚起し、インバウンド誘客促進と ALPS 処理水海洋放出による風評被害の払拭を図る。

3. 業務内容

別紙「令和 7 年度ブルーツーリズム推進支援事業（インバウンド向けデジタルプロモーション活動、旅行商品造成）委託業務仕様書」のとおり

4. 契約期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 21 日まで

5. 事業費

11,500 千円（内取引に係る消費税および地方消費税の額を含む）を上限とする。

6. 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

7. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 参加意向申出書提出時点で国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立てがされていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 大洗町暴力団排除条例(平成 23 年大洗町条例第 25 号)第 2 条第 1 号に掲げる団体

又は同条第2項及び第3項に掲げるものの統制下にある団体でないこと。

8. 申込方法およびスケジュール

(1) 募集要項及び提出書類様式の配付

■配付期間：令和7年10月10日（金）～10月24日（金）まで
（土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時00分まで）

※募集要項等については、大洗町ホームページに掲載を行う。

(2) 参加意向申出書の提出

本プロポーザルの参加にあたっては、下記提出期限までに、参加意向申出書【様式第1号】を提出し、参加の意思表示を行うこと。

■提出期限：令和7年10月24日（金）午後5時00分まで

※添付資料

①会社概要【様式1-1号】

②登記事項証明書（提出日において発行日から3か月以内のもの）の原本

③誓約書【様式1-2号】

④企業の業務実績調書【様式1-3号】

⑤委任状【様式1-4号】

（支店長、営業所長等に入札（プロポーザル）、契約等の行為を委任する場合に提出すること。）

※提出は、下記事務局あて郵送または持参にて行うこと。郵送の場合は、提出期限までに事務局に必着のこと。

(3) 質問の受付および回答

①受付期間：令和7年10月20日（月）午後5時00分まで

※質疑書【様式第8号】により、電子メールにより送付すること。

②回 答：質問に対する回答は、その都度電子メールにより回答する。

(4) 企画提案書等の提出

① 提出書類

ア 企画提案書（鑑） 【様式第4号】 1部

イ 企画提案書 【様式第5号】 6部

ウ 受託金額見積書 【様式任意】 6部

※ 企画提案書【様式第5号】には、企業名等提案者が判断できるものは一切記載しないこと。

※ 受託金額見積書については、積算根拠、内訳が分かるように記載すること。受託金額見積書は1部のみ企業名等を記載し、5部は企業名等提案者が判断できるものは一切記載しないこと。なお、契約候補者に選定された場合、当該見積額が、契約額を確約するものではない。

※ 提出書類については、イ及びウを一式として各1部ずつクリップ留めして提出し、ステープラー等は使用しないこと。

②企画提案書等の提出期限

■令和7年10月24日（金）午後5時00分まで

※企画提案書等の提出は、下記事務局まで郵送または持参すること。郵送の場合は、上記提出期限までに事務局に必着のこと。

(5) 募集要項・提出書類様式の配付場所及び提出先

〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275

大洗町商工観光課商工観光係 担当：藤田

ホームページ：<http://www.town.oarai.lg.jp/>

（募集要項および提出書類様式をダウンロードできます。）

(6) 問い合わせ先および質疑書の送付先メールアドレス

電 話：029-267-5175

F A X：029-266-2412

電子メール：kankou@town.oarai.lg.jp

9. 審査に関する事項

(1) 提案書による審査

企画提案書【様式第5号】による。

審査にあたっては、「大洗町プロポーザル方式の手続きに関する要綱」に基づき審査を実施する。

なお、応募者が6事業者以上となった場合は、事前の書類選考により5事業者を選考する。

(2) プレゼンテーション審査

企画提案書を基に、応募者によるプレゼンテーション審査を実施する。

① 開催日：令和7年11月6日（木）【予定】

② 開催方法：オンライン開催（1者あたり質疑含め25分程度）

③ 企画提案書提出部数：6部

④ その他：審査にあたり、企画提案書などに記載のない新たな提案や説明は認めない。

(3) 審査基準

区分	評価内容	配点
業務実績	インバウンド・富裕層へのアプローチに関する深い知見が求められる本業務において、遂行可能と判断できるだけの十分な事業実績を有するか。	10
プロモーション： 内容の適正さ	メディア掲載について、メディアの特徴を活かし台湾を中心としたインバウンドに訴求するものであり、最終的にKGI達成を見込める内容であるか。	10
プロモーション： 独創的な提案	リターゲティング広告やインフルエンサー起用について、掲載メディアとの連携や大洗の観光資源を意識した独創的なものであるか。	5

ツアー造成： ツアープラン造成 について	大洗の観光資源を理解し、資源を活かすツアーを構築できるか。また、町内の団体・事業者と連携して具体的なツアープランを練り上げることが見込める内容か。	10
ツアー造成： ミドルレンジ富裕 層へのアプローチ 手法	モニターツアーの実施と、ツアープラン設定後の旅行会社・訪日向けOTAとの連携について、ミドルレンジ富裕層を効果的に誘致する内容を、根拠を持って説明できているか。	10
業務の全体管理	本町との打合せや問合せに的確・迅速に対応し、円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制、業務期間中に事業を完了できる実施スケジュールが組まれているか。	5

(4) 審査結果

- ①審査委員会において、得点上位の提案者から順位付けをし、第1位の者を受託候補者とする。
- ②特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を本町は受託者とする。
- ③選定結果については、自己の結果のみを各提案者に書面で通知する。
- ④審査内容及び選定結果に対する問い合わせには、応じないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ても受け付けないものとする。

(5) 業者決定及び委託契約の締結

令和7年11月中旬予定

10. 契約事項

- (1) 契約は、審査により選定された契約候補者と本町において、協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約によって、当該業務に係る委託契約を締結することを前提とする。
- (2) 失格その他の理由により契約候補者との契約が不可能となった場合は、候補者選定審査において、次点となった者と協議を行う。

11. 失格要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 参加意向申出書提出後、提出期限内に提出書類を提出しなかった場合
- (3) 募集要項における諸条件に違反した場合

12. その他

- (1) 提出費用、書類等に係る費用は全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、選定結果の公表等に必要な場合には、

本町は、当該著作権を無償で利用できることとする。

- (4) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、事務局まで事前に連絡の上、辞退届（様式任意）を提出すること。